

障がいのある人と共に生きる 地域社会の実現に向けて

～城東区地域自立支援協議会の事例を中心に～

障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていくために、総合的なサポートが求められています。障がい福祉サービスは、これまで身体・知的・精神という3障がいの関係団体が障がい者のニーズに対し、個別に対応してきました。しかし、今後は、障がい者の地域生活支援において多様なニーズに対応するため、区単位の支援体制を構築し、関係者により情報を共有し具体的に協働する必要性が高まってきたのです。今回は、障がい者の地域生活支援の中核として期待される地域自立支援協議会の先進的な事例を中心に、市レベルの支援体制、平成25年4月から施行される「障害者総合支援法」にも注目しながら、地域社会における障がい者の生活を支援するあり方について考えてみたいと思います。

民間事業者を中心に20団体で構成

地域自立支援協議会とは、障がい者福祉に関するシステムづくりの協議を行う機関です。障害者自立支援法により、各自治体に設置が定められ、大阪市でも、24区に1カ所ずつと、市に1カ所設置されています。

城東区では、平成20年4月に城東区地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）が創設されました。メンバーは、共同作業所などの通所事業所、相談機関、当事者・家族会など20団体で構成されています。民間支援事業者を中心とした集合体を行政が後方支援するという形で運営されています。平成23年、協議会はNPO法人化。平成24年には、市の委託事業である「城東区障がい者相談支援センター」の運営事業者をNPO法人が受託しました。

協議会は、地域活動部会・相談支援部会・当事者部会に分かれ、月一回、全体での運営会議を行っています。

困難な事例もチームワークで乗り越えた

協議会の活動についてメンバーの皆さんにお話を伺いました。主な活動内容は、相談支援体制づくり、地域連携、災害時の避難支援の3つです。

相談支援体制は、月に一回、障がい児・者いろいろ相談窓口「WAKU WAKU」を設けて、相談支援事業所のメンバーが役割を分担してさまざまな相談を受けています。困難なケースがあれば、その都度、部会でケース会議を開き、より効果的なケアマネジメントを検

討します。ケース会議について部会の担当者にききました。

「精神福祉分野だからといって精神福祉関係の団体だけが参加するのではなく、誰でもそれぞれの立場で活発に意見をいうムードがあります。平成24年度は、1年を通して身体障がいの難しいケースについて徹底的に考えました。非常に勉強になっています」

協議会のチームワークを発揮して困難なケースの解決に導いた経験もあります。

「相談者は、重度障がいのある方のお母さん。肺がんを患い子どもの世話ができなくなり、入院前に何としてでも子どもさんに自立生活して欲しいという切羽詰まった案件でした。そこで、メンバー内の3事業所で、それぞれ生活介護、入浴介護、居宅介護と得意分野を受け持ち、生活保護の担当者も加わって、自立生活が実現しました。大きな自信になりましたね」

一事業者の対応では、提供できる支援にも限界があります。また、支援者が抱え込んでしまう恐れがあります。しかし、多様な分野の民間支援団体が集まった、公的な団体が主体となり、区の問題を総合的に受け止める仕組みならば、利用者の選択肢が広がるだけでなく、各相談支援事業者にとっても心強い仕組みになります。

分野の壁をなくし、 間口を広げてニーズをつかむ

活動内容の2つ目は、地域との連携です。民生委員や地域ネットワーク委員会

との連携体制をつくっています。例えば、地域内でネットワーク推進員が、障がい者に関する相談を受けた時も、協議会のメンバーもしくは、相談窓口「WAKU WAKU」につなげます。民生委員やネットワーク委員会の声かけや見守り活動は、地域での支援活動として定着しているため、幅広いニーズをキャッチすることができるのです。

民生委員も務めるメンバーの一人は、「民生委員というと高齢者福祉を重視していると思われがちです。しかし、児童虐待の問題で学校との関係も密になっています。障がい者福祉分野においては、まだ、地域と十分に連携しているとは言えませんが、自立生活のための支援が何かできると思います。」と意欲的です。

1泊の防災訓練で 「災害」と「障がい」の理解を深める

主な活動の3つ目は、災害時の避難支援です。協議会では、地震などの災害時、被害を最小限に食い止めるために、連合町会主催の防災訓練に参加するだけでなく、協議会が主催する地域を巻き込んだ独自の取り組みを積極的に進めています。なかでも、平成23年度から行われているのは、地域住民と障がい者が地域の福祉避難所に1泊する防災訓練。昨年度は、約100人（泊まりは80人）が参加し、マスコミでも話題になりました。地域活動部会の担当者に参加者の感想を伺いました。

『「真っ暗な中、人の手を借りなければ仮設トイレにさえいけなかった』『足音が



「ピアフェスタ in 城東」の様子



防災訓練での仮設トイレ



障がい児・者いろいろ相談窓口「WAKU WAKU」

『気になり寝付けない』、また、リアリティをできるだけ追求した本格的な訓練だったこともあり『災害があったときの行動が想像できた』『障がいごとの問題などが参加者と共有できた』など、障がい者理解にもつながったと自負しています」

このような取り組みは、障がい者同士だけでなく、地域住民が障がい者と主体的に関わる機会にもなり、障がい者の理解につながったといえます。

「協働意識」を向上させる秘訣は？

民間事業者を中心とした20団体から成る協議会。それぞれ分野も、成り立ちも、考え方も違います。そうした中で、連携が成功している要因には何があるのでしょうか。

協議会副代表の荒川輝男さんはこう話します。

「城東区には、大規模な社会福祉法人が一つ、市から相談事業を受託していた自立生活センターが一つあるだけで、あとの9団体はほとんど無認可作業所からスタートしていました。ゆえに情報の共有や協働することの必要性を感じやすかったと思います」

協働意識を育てる「きっかけ」については、多くのメンバーが平成15年から開催している「ピアフェスタ in 城東」だったと口を揃えます。区内の障がい者福祉関係者が集まる初めてのイベントでした。これにより、行政と各事業所が一对一の関係だったものが、事業者間の壁がなくなり、一気に輪が広がったそうです。

「まず、顔が見える関係になったことの安心感、同じような悩みを抱えていたことを知り、盛り上がりました。イベントは今回で10回目を迎えています。毎回、充実し、団体の代表者等の関係者だけでなく、一緒に創作する過程で、利用者同士の出会いも深まりました。区民からも『今年は何月何日?』と待ち望まれるよ

うなイベントに成長しています」

ピアフェスタで顔が見える関係ができて以降、制度の動きとともに、公私や分野を超えた連携の機会が重なり、その積み重ねにより、協働の意識が醸成されたと考えられます。

その後、平成17年に開催された「障がい児・者総合相談会」という区の取り組み（現在も継続）、平成19年に障害者自立支援法が施行された時、区の障害者専門部会（地域自立支援協議会の前身）で相談支援の実態把握など、異なる事業所が協力して事業を行う機会が続き、それらを成功させた経験を経て、協働の具体的なイメージを描くことにつながりました。

役所任せにせず、自分たちの耳で聞く

平成20年に「地域自立支援協議会」となり、最初に協働したのは、事業所の相談に関する実態把握です。参画する各事業所が共通の相談シートをつくり、2年間かけて調査し、そのデータと分析結果を共有しました。

「集計により、身体、知的、精神の3障がいはそれぞれ個別の知識や経験しか持ち合わせていなかったこと。そして、相談相手は、区役所のケースワーカーや利用する作業所のスタッフが多いことがわかりました。そこで、区役所に『いろいろ相談』を設置しました。区役所に集まるいろんな障がい者の声を、区役所の担当者に聴いてもらうのではなく、各事業所のスタッフが聴いていきました」

つながる、ひろがる 確信の中でNPO法人化

平成23年、協議会がNPO法人化された理由について荒川さんはこう話します。

「ゆるやかなつながりでは、メンバーの意識を一定に保つことが難しいと感じたこと。法人格を得れば信頼が生ま

れ、助成金なども活用しやすくなること、NPOが利用者と各事業所の契約関係をチェックできると考えました」

同時に、つながっていく、広がっていくという確信が背中を押したといいます。「まず、一つ一つの事業を成功させること。そこで出会う地域の人たちと親しくなる。例えば、民生委員と顔見知りになったら、それで終わりというのではなく、今度はその人を通じて、別の民生委員と知り合いになるという具合にどんどん広げて行きます。メンバー全員が、出会った人にまず『面白いから一度会議において』と気軽に誘っているのがよかったのではないのでしょうか」

対立でなく、協働することで地域の支援をレベルアップ

メンバーの一人はこう話します。「うちは無認可作業所から出発しました。ずっと自分たちのことをするのが精一杯でしたが、協議会で活動をしていくなかで、いつのまにか何をすることも『地域のために』と考えている自分がいます」

毎月の運営会議、各部会の活動、協働の苦労や成功体験などが自信になり、何でもいえる人間関係、地域に対する思い、そうしたものの積み重ねを通じて、メンバーは一団体・法人・個人の視点から離れ、「地域のために」という共通認識が生まれたと考えられます。

関係者が対立でなく、協働する意識を育て、団体のためだけでなく、地域のために活動することが、結果的に日常生活の支援内容のレベルアップにつながっています。これは、障がい者福祉分野だけでなく、児童・高齢者福祉の分野においても、共通するのではないのでしょうか？

“地域のために”という意識の高さを今一度振り返り、これからの地域社会における共生の実現を考えていく必要があります。

障害者自立支援法改正に伴い、平成24年4月から、大阪市では、障がいのある人やその家族等の地域生活を支援する委託相談支援事業を、区における相談支援体制の充実を図るため、各区に1カ所「障がい者相談支援センター」(以下、「相談支援センター」という。)の事業を委託しました。また、これとは別に区の相談支援センターを後方支援する「大阪市障がい者基幹相談支援センター」(以下、「基幹相談支援センター」という。)の事業が1カ所に委託されています。

各区を基盤とする 障がい者相談支援センター

各区の相談支援センターでは、同区の保健福祉センター等と連携し、利用者のニーズやそれぞれの状況に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行っています。

また、障がいのある人が公営住宅や民間住宅への賃貸入居を希望する際、「保証人がいない」ために契約ができないなどの状況を支援するため、入居に必要な調整や相談・助言をしています。その中には、夜間を含めて緊急に対応が必要となる場合は、相談支援、関係機関との連絡・調整を行うことも含まれています。

さらに、区の保健福祉センターとともに養護者による障がい者虐待に関する通報届出の窓口としての役割を担っています。

上記のような支援事業を円滑に行うために、各区の相談支援センターには、厚生労働省が定める一定の資格と経験をもつ相談支援専門員や社会福祉士等が配置されています。専門的な知識が必要な困難なケースへの対応、総合的な支援体制をつくる自立支援協議会への参画、担当区域内の相談支援事業所や障がい児相談支援事業者への後方支援等、区における相談支援体制の中核的な役割を担います。

区を後方支援する大阪市障がい者 基幹相談支援センター

一方、基幹相談支援センターでは、区の相談支援センターの相談支援専門員の研修、区の相談支援センターだけでは対応が難しい困難事例に対しては専門家(弁護士・社会福祉士等)を交えて専門的相談や検討を行うなど、相談支援事業がスムーズに進められるよう後方支援を中心に行っています。

また、施設を出て地域で生活をしたいと考えている人の希望にそえるよう、施設や希望する地域にある相談支援事業所、区保健福祉センターと連携・調整し地域移行のコーディネートをしています。さらに障がい者虐待の防止に関する啓発・広報および障がい者理解に向けての講演会や講座の開催も行います。

事業の柱として、従事者への研修を重視しており、相談支援員全体を対象とした研修や相談支援センターの相談支援専門員等へ課題別、対象者別の研修等を実施しています。そして、大阪市の強みでもある、当事者が当事者を支援するピアカウンセラーの養成・登録・紹介を行っています。

相談員に求められるのは「本人中心の支援、援助技術と多様なニーズ・課題に対応できる専門性の高い知識や権利擁護など幅広い知識が必要です。また区障がい者相談支援センターにあっては、指定相談支援事業者の支援の立場から、一部の事業者に偏らない公正さも重要」と、基幹相談支援センター所長の白江清さんは話します。

これからの障がい者福祉の 在り方と課題

これからの大阪市の障がい者福祉はどのように変わっていくのか、白江さんに伺いました。

「以前の委託相談支援事業は、大阪市内を7つの圏域を単位として実施していました。結果、区によって複数のところもあれば、全くないところもありました。区を単位に相談支援センターがで

ければ、いずれの区にあっても身近で相談支援が受けられるようになります。また、地域との連携や地域づくりを進める連携体制もとりやすくなり、既存のしくみではできなかった支援に対応できるのです。

もう一つの大きな変化は支援計画。従来は、重度障害のある人だけが『サービス利用計画』のサービスを受けられましたが、新しい仕組みでは、順次対象者を拡大し障がいのある人なら誰でも『サービス利用計画』が立てられます。さらに、施設や病院からの地域移行・地域定着支援についても、多様なニーズに対応できる体制が整っていくと考えられます。

現在、各区の相談支援センターでは、障がいのある人たちの『サービス利用計画』作成の事業者調整に取り組んでいますが、それに見合う指定相談支援事業者も計画を担う相談支援専門員の数が不足しています。

重度障がいのある人だけが対象だった平成23年度には238人(年12回)でしたが、平成24年度は、毎月2,877人になり、平成26年度には、毎月4,666人、年間で25,220人の計画をたてなければならぬとみられています」

相談支援専門員の養成が急がれる課題になっています。

障がい者のインフォーマルな支援に 住民が関わるチャンスは?

新しいしくみによって、地域の障がい者福祉に住民が関わる機会はあるのでしょうか?

「これまで障がい福祉分野は、高齢福祉分野と比べ、地域住民とつながる機会はありませんでした。しかし、虐待の通報などで、地域住民の役割が生まれてきます。民生委員やネットワーク委員が、障がい福祉分野での活動が増えるようになれば、地域特性に即したインフォーマルな支援へとつながる可能性があると感じています」

ご存じ
ですか?

平成25年4月より「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ変わります

「障害者自立支援法」が「障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援」を目的とした「障害者総合支援法」に変わり、平成25年4月より施行されます。基本理念には「自立」の代わりに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されているのが特長です。

新しい法律は平成25年、平成26年、それ以降の検討と段階的に実施される予定です。障害者政策委員会の委員の一人、NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長の北野誠一さんに解説いただきながら、平成25年4月から変わる内容を中心にみていきます。

◆障がい者の範囲

旧法の3障害に加え、政令で定める難病等により障がいがある者が追加されました。

「難病とは、130種類の疾患と関節リウマチの患者をさします。難医療分野でもありますが、難病のために一定の障害があれば障害者と見なされます。ただし、難病にどれだけの福祉の支援が必要か医療と福祉のバランスについてについて施行までに見直しが行われています。難病の患者に対応できるよう、相談窓口や事業者は、難病を理解し、適切な対応をする必要があります」

◆地域生活支援事業の追加

市町村が行う地域生活支援事業のひとつとして、意思疎通を行うものの養成事業等が追加されました。

「これは、手話通訳者、要約筆記者、触手話や指点字を行う者の養成を指します。障がい者本人や家族の活動を支援するプログラムを市町村が提供することも必須事業となります」

◆サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画に目標に関する事項が追加されるなど基本方針の見直し、基本指針や障害福祉計画の定期的な検証と見直しの法定

化、市町村の障害者等のニーズ把握、地域自立支援協議会の名称において弾力化し当事者や家族の参画を明確化します。

「都道府県、政令指定都市は実施要項の進捗報告(モニタリング)が義務づけられます。大阪市もモニタリングの指標を決めて報告しなければなりません。かなり厳格なものになるとみえています」

平成26年度の施行については、

- 障害が程度でなく支援の必要性の度合いを総合的に表す「障害支援区分」へ
- 重度訪問介護の対象となる者を拡大。「具体的には重度の肢体不自由者のみならず常時介護を必要とする知的障がい者や精神障がい者にも対象を拡大することになります」
- 共同生活介護と共同生活援助の一元化
- 地域移行支援の対象を拡大し「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を追加 など。

さらに「法の施行後3年以内に検討」とされているものには「常時介護を要する障害者への支援、移動支援、就労支援」「障害区分の認定を含めた支給決定」「障害者の意志決定支援、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見人制度の利用」「手話通訳を行う者の派遣、そのほか聴覚、言語機能、音声機能その他、障害のため医師の疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援」「精神障害者及び高齢の障害者に対する支援」に関するあり方があります。

最後に北野さんからコメントをいただきました。

「この障害者総合支援法は重要な部分が決まっておらず、3年先送り法案であるということ。今後、どのように展開されていくのかを我々は引き続き注視する必要があります」

地域社会における共生の実現に向けて

新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

<h4>1. 趣旨</h4>	<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。</p>
<h4>2. 概要</h4> <p>1. 題名 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。</p> <p>2. 基本理念 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。</p> <p>3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。) 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。</p> <p>4. 障害支援区分の創設 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。</p>	<p>5. 障害者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする) ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える) ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等) <p>6. サービス基盤の計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定 ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化 ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化
<h4>3. 施行期日</h4>	<p>平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日)</p>
<h4>4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)</h4> <ul style="list-style-type: none"> ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方 ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方 ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方 ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方 ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 <p>※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。</p>	

※厚生労働省HPより抜粋

講座案内

1

社会福祉講演会(第5回) 福祉教育・ボランティアの展望

地域包括ケアシステムを推進していくためには、地域住民の参画が不可欠です。専門職のネットワークだけではなく、地域住民が福祉に関心を持ち、理解しあい、お互いに支えあっていけるような地域づくり(ケアリングコミュニティ)が求められています。福祉専門職や従事者は、どのような展望を持ち、これからの福祉教育を切り拓いていけばよいのか。「貧困的な福祉観の再生産」に歯止めをかけ、共生文化を創造していくために、私たちはどんな取り組みをしていけばいいのか考えます。

- 対象者 大阪市内の社会福祉関係事業所に勤務する方や大阪市内在住・在勤者
- 日時 平成25年2月26日(火) 午前9時30分～11時30分
- 講師 日本福祉大学学長補佐 准教授 原田正樹
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター大会議室
- 定員 100人(先着順)
- 参加費 無料
- 締切日 平成25年2月19日(火)
- 申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス、はがきまたはホームページからお申し込みください
- その他 申し込まれた方は、当日開始時間の5分前までに、直接、会場にお越しください。(定員を超過し、参加できない場合のみご連絡いたします)

2

社会福祉史の市民講座(第4回) —“隣人愛”—複合的生活課題に 取り組む愛染橋病院医療福祉 相談室60年の実践

社会福祉法人石井記念愛染園は古くから大阪南のスラムとして知られた地域で、託児所・幼稚園・夜学校を始め、また、「救済事業研究室」では救済事業の科学研究が行われ、貧困と疾病の悪循環への対策が考えられていました。そのような経緯も踏まえ、愛染橋病院(当時は愛染橋診療所)が設立され、昭和27(1952)年に医療福祉相談室の前身「生活指導相談所」が設置されました。家庭訪問や学生セツルメント活動の窓口を担うなど、病院来院者だけでなく地域住民に対する数多くの活動に取り組んできました。本講座では、60年の歴史を刻む医療福祉相談室の創設期と基盤づくりに大きく関わった串原とみ子(医療ソーシャルワーカー)に焦点を当てながら、愛染橋病院医療福祉相談室の実践の歴史を学びます。

- 対象者 大阪市内在住・在勤・在学者など
- 日時 平成25年3月9日(土) 午後2時～4時
- 講師 社会福祉法人石井記念愛染園愛染橋病院 医療福祉相談室長 医療ソーシャルワーカー 上原 玲
- 会場 大阪市社会福祉研修・情報センター会議室2
- 定員 50人(先着順)
- 参加費 無料
- 締切日 平成25年2月20日(水)

- 申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス、はがき、ホームページからお申し込みください

①②の申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター
〒557-0024 西成区出城2-5-20
☎06-4392-8201 FAX 06-4392-8272
URL <http://www.wel-osaka.jp>

3

第44回 高齢者医療公開講座 「消化器症状しろうと判断の勧め」

大阪市立弘済院では、高齢者医療公開講座を開催します。

- 日時 平成25年3月14日(木)午後2時～3時(1時30分開場)
- 講師 大阪市立大学大学院 医学研究科長 荒川 哲男
- 会場 大阪市立弘済院寿楽館
- 定員 90人(先着順)
- 参加費 無料
- 締切日 平成25年3月7日(木)
- 申込方法 住所・名前・電話番号を明記のうえ、はがき・FAX・電話・弘済院付属病院窓口で受付します

③の申込・問合せ先

大阪市立弘済院管理課
〒565-0874 吹田市古江台6-2-1
☎06-6871-8013(土日祝日を除く)
FAX 06-4863-5351

申込記載事項

【必須項目】①研修(講演会)名、②名前(ふりがな)、③年齢、④連絡先住所(〒)、⑤電話、ファックス番号、⑥勤務先(所属)
※必須項目以外にも、必要な項目がある場合がありますので、忘れず記載ください

大阪市社会福祉研修・情報センター 介護実習室利用のご案内

大阪市内で充実した設備の介護実習室を貸し出している施設があるのをご存じですか?



社会福祉研修・情報センターでは、社会福祉に関する研修・実習などで、ご使用いただけるお部屋を多数完備しております。特に介護実習室は広さ60㎡のフロアと40㎡の畳敷のお部屋、併設66㎡の浴室部屋など、大阪府下随一の設備を備えています。その他、講習のための付属設備、音響設備などもご用意しております。

是非、この機会に介護実習室をご利用ください!!



◀介護実習室では、高性能の介護ベッドを4台ご用意しております。ベッドメーカーはフランスベッド、パラマウントベッド、松下電工、プラッソ4社のベッドがございますので、現場での多様なシチュエーションを実習体験して頂けます。



◀さらに隣のお部屋に介護用浴槽を4槽完備しております。浴槽間の広さも十分の間取りで設計された空間ですので複数人での同時実習をご計画のカリキュラムにも、対応して頂けます。その他車椅子や付属の設備などもお使い頂けます。(ベッド、車椅子等の設備は無料)

室名	定員	午前(9:30～12:30)	午後(13:00～17:00)	夜間(18:00～21:00)	昼夜間(9:30～21:00)
介護実習室	36人	5,700円	7,600円	5,700円	17,100円

貸室に関する詳しいご案内や申請方法などは、当センターホームページの貸室案内をご覧ください。社会福祉研修・情報センターへの電話やファックスでのお問い合わせも随時受け付けております。

あなたの“学びたい”“知りたい”を 「ウェルふるネット」が応援!

大阪市福祉人材養成連絡協議会のホームページ

<http://www.welful.net/>



社会福祉に関する研修・イベント・報告書などの情報満載! ウェルふるネット 検索

新しい情報が更新されれば
“新着情報”で随時お知らせ

“研修・講座・イベント情報”では
目的にあった情報を検索することが可能



毎月1回メールマガジンを配信。
最新の情報があなたの元に届きます

メールマガジンの登録はこちらから

パソコンへの配信希望者は、ホームページ上の申し込みフォームから申し込んでください。



メールマガジンのご紹介

ウェルふるネットメールマガジン [Informationマーケット]

福祉に関する研修の情報を月1回お届けします。ご購読は登録フォームからメールアドレスをご登録ください。購読料は無料です。通信費は各自のご負担となります。

バックナンバーは[こちら](#)からご覧いただけます。
※平成22年12月までのバックナンバーは[こちら](#)から

発行間隔

月1回

メールマガジンの登録

パソコンへのメールマガジン配信は[こちら](#)

メールアドレスを入力してください

●携帯電話への配信も可能ですので
次の手順でお申し込みください。

- ①携帯電話の受信制限をかけている方は、メールマガジンの配信元メールアドレス[jinzai@shakyo-osaka.jp]を受信できるように設定操作してください。
- ②右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
- ③登録完了メールが届きます。

※購読料は無料です。
通信費は各自の負担となります。





大阪の福祉の源流をたどる 福祉の歴史散歩



大阪ボランティア協会のはじまり②

本稿は三話完結の第二話です。

70年代に入り、在宅福祉、地域福祉が重視されてきました。私どもに、対応が困難なケースの相談が増えてきました。その1つが在宅の障害児、特に知的障害児、自閉症の方々へのケアでした。寝屋川市にお住まいの方からの相談が多かったので、78年には地域の活動拠点として「寝屋川市民たすけあいの会」の創設をお手伝いしたりしました。

80年代になると、国の補助金なども投入されながら、社会福祉協議会(以下、「社協」という。)ボランティアセンターが次々と整備されます。私たちは、行政の援助も少なく、民間中心で運営しているので、資金力は全く違います。実際に、全国で社協のボランティアセンターが整備される一方で、先行的に活動していた独立型の民間ボランティア推進団体の中には解散するところも出てきました。

しかし、社協ボランティアセンターの整備は、大阪ボランティア協会の経営にとってはプラスの面もありました。それまでは、地方の団体として細々と活動していましたが、国を挙げて全国にボランティア推進機関が生まれることで、大阪ボランティア協会が発行する『月刊ボランティア』の読者が全国で増え、出版物の売り上げが伸びてきたのです。

一方、在宅障害児のケアの現場から、ボランティアコーディネーションの事業の必要性が高まってきました。そこでコーディネーションが非常に難しい仕事だということに気がつきます。大阪ボランティア協会は、これまでいろいろな講座を開き、ボランティアの裾野を広げてきました。そのボランティアに福祉施設での活動を紹介する場合は、施設のボランティア受入担当職員がボランティアのサポートをしていただける、比較的、スムーズに

活動してもらえますが、在宅ケアの場合、そうはいきません。保健師さんなどがいても、ボランティアのコーディネーションについての知識やノウハウがないからです。親御さんや当事者の子どもさん、さらに様々な関係者の中に、ボランティアがどのように入っていけばいいのか、どう対等な協働関係を築くのか、その調整が難しいのです。

大阪ボランティア協会でも、「ボランティア活動をしたい人」と「ボランティアの応援に来てほしい人」をつなぐ仕事をしています。ボランティアは、活動がしくて来ているのですが、ボランティアに来てほしい人は、本当はボランティアに来てほしくない場合もある。どういう意味か。本当は、家族に来てほしい。行政のサービスを利用したい。企業のサービスを買いたい。赤の他人に、権利として要求できない関係の中で、お礼も払わずに援助を受けたくはないのです。家族なら気も使わないし、役所なら権利を要求できる。企業ならお金を払えば何でも頼めます。

では、なぜ我々のところにSOSを出されるのか。それは例えば当事者のご家族がハンディを抱えておられて介護ができないとか、行政のサービスが十分でない。企業のサービスがとても買えないなどの事情があるからです。そうして追い詰められた先に、ボランティアを求めてこられるのです。そんな中で、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアに来てほしい人を対等につなぐことは非常に難しいのです。

当時、東京大学教養学部の教授だった大

森彌さんが書かれた『市民参加の権利』という本の一節にこう書いてあります。「ボランティアと支援を受ける側が対等に立つ基本は、両者が共同の企てに参加することである」。ボランティアに応援を求める場合「うちの子を地域で伸びやかに育ててやりたい」という親の願いや「利用者さんに喜んでもらえる、いい施設にしたい」という施設長さんの夢があります。ボランティアコーディネーションの一番の肝は、この依頼者の思いをボランティアが共感してもらえるように働きかけることにあります。なぜなら、共感することで、その願いは依頼者だけでなく、ボランティアの願いにもなるでしょう。すなわち同じ願いを一緒になって行う仲間になるわけです。

一方、夏休みに短期間でボランティア活動をする取り組みも、関西では私どもが最初に始めました。以前、施設の方々は、夏休みだけ来てもらうというのは困る。1日だけでいいので毎月来てほしいとおっしゃっていました。ところが、学生さんは授業があり試験がある中で、そんな風に言われるのがつらい。お互いのニーズがミスマッチでした。しかし、夏休み期間なら、学生は数日間連続でボランティア活動ができ、短期間に集中して福祉の現場にふれられるというメリットがあり、施設もたくさんの学生と一緒にオリエンテーションできるならば、一定の戦力になるしボランティアを受け入れやすくなるわけです。

80年代は、このほか有償ボランティア問題など持ち上がった時期でもありました。

筆者は、障害者は、社会的な環境面での障害に立ち向かっている人たちであって、害をひらがなにすれば、その意味が違ってくるので、「障害者」と害を漢字で書いています。これは障害学会の主張が合理的だと考えるからです。

※この稿は大阪市社会福祉研修・情報センターで開催された「社会福祉史の市民講座」の講演(講師:早瀬昇 大阪ボランティア協会 常務理事)の聴き取り(言葉については歴史的事実として当時の表現をそのまま使用しています)から抜粋したものです。



図書紹介



DVD紹介

『気づいていますか 認知症ケアの落とし穴』

安西 順子 著
中央法規出版 2012年

認知症ケアや生活支援、地域交流、ターミナルケアにおける「落とし穴」をわかりやすく解説。医療からみる認知症ケアのQ&Aも収録。



『サ責業務ダンドリ仕事術』

二宮 佐和子 著
日総研出版 2012年

「サービス提供責任者の業務と役割」「訪問介護サービスにおける法令遵守」「利用者・家族とのかかわり」「ホームヘルパーの教育と人材育成」など。



『市民後見人の理念と実際』

大阪市成年後見支援センター
監修 岩間 伸之 他 編

先駆的に取り組んできた大阪市成年後見支援センターの実践をもとに、市民後見人の養成と活動支援の仕組みなどを解説。



『介護職が楽になるコミュニケーショントレーニング』

キャリア教育プラザ 100分 2010年

自分のコミュニケーションのくせに気づき、介護職としてより効果的に仕事ができる手だてを得ることを目的としている。



『ただいま それぞれの居場所』

紀伊國屋書店 96分 2010年

介護現場で、画一的な介護サービスのあり方にジレンマを感じているスタッフや、ようやく見つけた居場所として介護施設で余生を送る人々などを映し出す。



『家で死ぬということ 完全版』

NHKエンタープライズ 98分 2012年

「白川村の合掌造りの家で死にたい」と言う義母の思いをかなえることは出来るのか。都会で育った男が、余命3ヶ月と宣告された義母と、雪の岐阜県白川村で過ごす“ひと冬”の物語。



予約の多いDVD (2012年4月～11月調べ)

分類	DVDタイトル	分	内容
D-2-1-50	介護スタッフの接遇マニュアル	45	現場からの意見を参考に事例を採り上げ、介護接遇の心構えと基本スキルを解説。
D-2-5-49	サービス提供責任者の業務理解2008	140	介護予防を含む業務一連の流れを分かりやすく解説。
D-3-1-28	バリデーション	26	ナオミ・フェイルが手がけるコミュニケーション法「バリデーション」の実践トレーニング法。
D-2-1-61	おむつの当て方・選び方 「ちょっと待って、そのおむつ、大丈夫?」	42	おむつの当て方の基本を紹介。おむつの選び方のポイント、やってはいけないこと、さまざまな種類のおむつの紹介など。
D-2-1-62	生きること 口から食べること 上巻 ～現場で活用できる食支援ケア～	97	嚥下(飲み込み)障害と肺炎の解説。意思疎通困難・認知症の方への食事介助方法。洗口できない方への歯磨き。介護食と嚥下食の調理法など

*予約はお電話でも受付けます。(取り置きの期間は2日間です。)

大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書・DVD・ビデオなどを、無料で貸出しております。(認知症、介護技術、手話のDVDや、福祉関係の雑誌などが充実しています。)

開室時間：月曜日～土曜日 午前9時30分～午後5時

休室日：日曜日・祝日(土曜日は除く)・年末年始

☎06-4392-8233



大阪市こころの健康センター 相談事業のご案内

大阪市在住の方を対象に、以下のような相談事業を行なっています。

自死遺族相談

大切な人を自死で亡くされた方を対象に、心理士が面接によりお話をお伺いします。

相談日：第1・3金曜日、2・4木曜日（祝祭日を除く）の午後

予約電話：06-6922-8520（大阪市こころの健康センター）

こんなことで悩んでいませんか？

◆薬物問題相談

- 友達が脱法ハーブを使用してるみたい。誰かに相談したい…
- 家族が違法薬物を使用している。断薬の方法、対処法は？

◆思春期問題相談

- 朝、起きようとせず、学校にも行かない。
- 人目を気にして、外出を嫌がる…
- このままダイエットを続けて大丈夫？

各区の
保健福祉センターを
通じて、相談の予約を
受け付けています。

ひきこもり電話相談

ひきこもりに関することで悩んでいるご本人やご家族の相談をお受けします。

受付時間：平日（月～金）午前10時～12時

専用電話：06-6923-0090



お問い合わせ / 大阪市こころの健康センター
（大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階）
☎06-6922-8520

今月の自助具

資料提供
HUMAN universal design office 岡田英志さん

マウススティック(タブレット用)



主な適応疾患・対象者

- 両手が使えない方。

機能・特徴

- 口にくわえて操作するスティック状のタッチペン。
- 操作がしやすいように軽量(20g以下)に作られている。

使い方

- スティックは歯と唇でしっかりくわえることができ、舌でコントロールする。
- タッチパネルにスティックの先のゴム部を押し当てて操作する。

問合せ 大肢協ボランティアグループ・自助具の部屋 ☎06-6940-4189（月・水・金 10:00～15:00）

健康生活 応援グッズ

快適な眠りのために



床ずれ防止マットレス

◎ポジショニングマットレス3(ドイツ製)

2つの異なる構造により、適度な圧分散と寝返りなどの動きを妨げない快適な寝心地をサポートし、幅広い用途に使用できるスタンダードマットレス。防水カバーと通気カバーの2種類も用意しています。

高機能エアマットレス



◎オスカー

簡単なリモコン操作で自動体位変換できるため、さまざまな身体状況の利用者に対応できるエアマットレス。体圧分散機能と寝心地の良さ、介護者の立場を考えた充実した設計で、安心・安全に使っていただけます。

新しい在宅介護用ベッド



◎ミオレット・フォーユー

5つの機能により背上げ時に発生する、背圧や腹圧、ズレの低減・緩和を実現した介護保険レンタル対応ベッド。片麻痺など障害をお持ちの方に配慮した手元スイッチ、介護者に優しい昇降機構などを備えています。

問合せ

公益社団法人関西シルバーサービス協会 事務局
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター2階

☎06-6762-7895 FAX 06-6762-7894
<http://kansil.jp>

♥福祉職員のメンタルヘルス相談♥

自分の心の声に正直に…

「しんどいな…」と思ったら、まずお電話を!

福祉の仕事に携わる職員の方々のストレスから生じる様々な問題の相談に応じています。

毎週土曜日(祝日の土曜も実施)、午前9時30分～午後4時、専用電話回線を開設し、臨床心理士による電話相談及び来所相談を行っています。

また、相談の予約については、平日(午前9時30分～午後4時30分)も受け付けています。



●メンタルヘルスセルフチェック

こんなことはありませんか?

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いらいらしてだれかに当たってしまう | <input type="checkbox"/> 自分だけが頑張っていると思う |
| <input type="checkbox"/> なかなか疲れが取れない | <input type="checkbox"/> だれも自分のことを理解してくれない |
| <input type="checkbox"/> やる気がおきない | <input type="checkbox"/> 常に仕事のことが頭から離れない |
| <input type="checkbox"/> 不安になったり心配になったりして気持ちが安定しない | <input type="checkbox"/> 仕事のミスが増えてきた |
| <input type="checkbox"/> 職場に行くのがつらい | <input type="checkbox"/> この仕事に向いていないのではないかと思う |
| <input type="checkbox"/> 気がつくやうに、職場の仲間の輪から外れている | <input type="checkbox"/> 自分の仕事に自信が持てない |
| <input type="checkbox"/> 職場の人間関係がうまくいかない | <input type="checkbox"/> もっと利用者やその家族と良い関わりをしたいのにできない |
| <input type="checkbox"/> 毎日の業務が追われて、心のゆとりがない | <input type="checkbox"/> お酒、タバコの量が増えた |

電話または来所(まずはお電話ください)

☎06-4392-8639

大阪市社会福祉研修・情報センター

●住所: 大阪市西成区出城2-5-20

●相談員: 臨床心理士

●相談料: 初期相談無料

※秘密厳守します



メンタルヘルス相談では、ご本人からだけではなく、周囲にいる同僚や上司の方からのご相談も受け付けています。

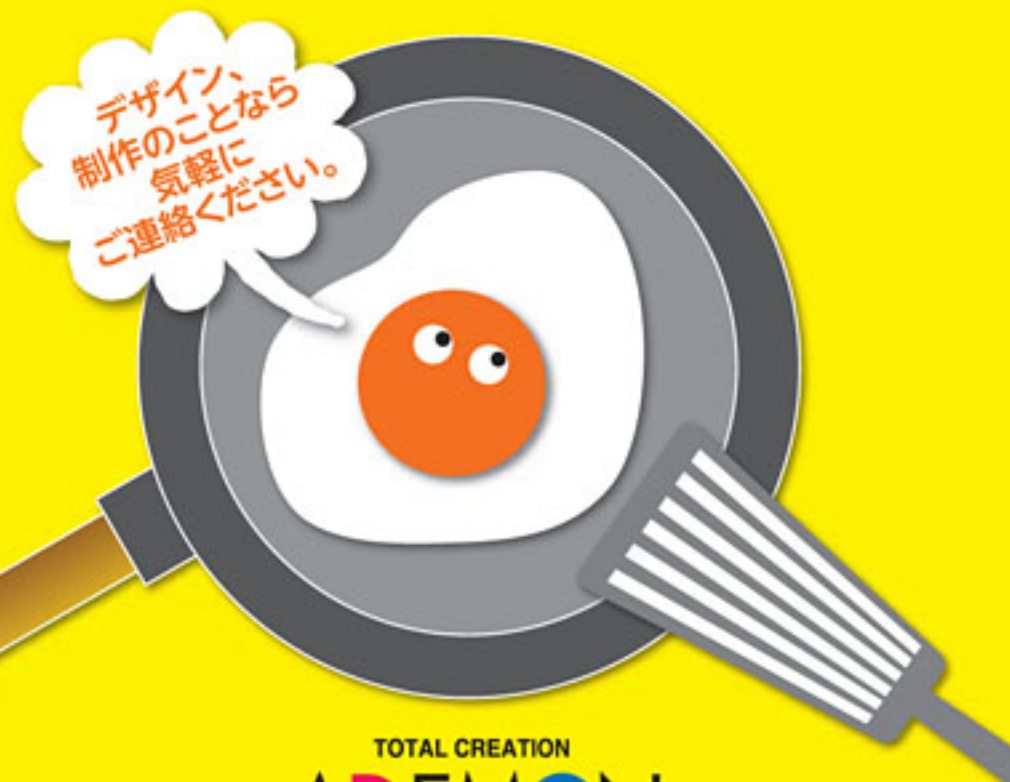
あなたのお好みに仕上げます。

パンフレットやカタログなど、

作りたいものがカタチにならず困っていませんか?

当社が企画から納品にいたるまで、各専門スタッフが、

あなたのお好みに合わせて仕上げます。



TOTAL CREATION

AD.EMON

株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F

TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com

<http://www.ad-emon.com>

(広告)

高齢者虐待への予防的アプローチ “20の指標”を提示!

大阪市社会福祉研修・情報センターの高齢者虐待検討部会(部会長:岩間伸之・大阪市立大学大学院教授)では、高齢者の虐待につながる可能性がある状態にある人を早期に発見し、対応する機会の確保によって、高齢者虐待を未然に防ぐことを目的に、「高齢者虐待の予防のためのハンドブック」を作成しました。



この冊子の内容をホームページからダウンロードできるようになりました。ぜひ一度、アクセスして、高齢者の虐待予防や権利擁護の推進にお役立てください。

<http://www.wel-osaka.jp/soudan>

開館日・時間、休館日

開館時間 / 午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午前9時から午後5時まで)
 ただし、展示ギャラリー、図書・資料閲覧室は午後5時まで
休館日 / 国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(12月29日～翌1月3日)

●それぞれの開設日・時間

項目	直通電話番号	開設日(休館日を除く)	開設時間
会議室など利用の問い合わせ	06-4392-8200	毎日	午前9時～午後9時(土・日午後5時まで) (会議室の申込・お支払いは午前9時30分～午後5時)
研修関係の問い合わせ	06-4392-8201		午前9時～午後5時
図書・資料閲覧室	06-4392-8233	月～土曜日	午前9時30分～午後5時

貸室ご利用の皆様へ

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、貸室ご利用の皆様により計画的に便利にご利用いただくため、空室状況を公開し、FAXによる申込みを受けています。

1 空室状況をホームページに掲載しています。

空室状況は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「空室一覧」に、PDFで4カ月分掲載。
 URL / <http://www.wel-osaka.jp/>

2 利用申込の受付は4カ月前からです。

利用日の4カ月前から、電話や直接窓口で予約いただいたうえ、所定の用紙で申し込みください。
 受付時間は午前9時30分から午後5時まで
☎06-4392-8200
 ●FAXによる申し込み手続きの手順
 FAXによる申込は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「FAXでのお申し込み」に、申込手順を掲載しています。
☎06-4392-8206
 ※ファックスでの申し込み可能な期間は、利用日の4カ月前の午前9時30分から利用日の3日前までです。



交通 / ご来所には【市バス】【地下鉄】【JR】をご利用ください

- 市バス
「長橋二丁目」バス停すぐ
 7系統(あべの橋～住吉川西)・52系統(なんば～あべの橋)赤バス(西成西ルート)
- 市営地下鉄・四つ橋線
「花園町」駅(①・②出口)から徒歩約15分
「大国町」駅(⑤出口)から徒歩約15分
- JR大阪環状線・大和路線
「今宮」駅から徒歩約9分

「ウェルおおさか」の主な設置・配布場所

区在宅サービスセンター(区社協)、区老人福祉センター、区子ども・子育てプラザ、区役所、区民センター、大阪市内の図書館、大阪市サービスカウンターなど

所在地 / 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号
設置主体 / 大阪市
運営主体 / 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会(指定管理者)
電話 / ☎06-4392-8200 (代表)
ファックス / ☎06-4392-8206
URL / <http://www.wel-osaka.jp/>



(テーマ)犯罪被害者週間
 刺さる言葉を 支える言葉に
 田中 沙織さん(平成23年度「人権啓発ポスターデザイン・キャッチコピー及びマスコットキャラクター募集」事業キャッチコピーの部 市長賞)の作品です。

